



第11回 全国医学部 国際交流協議会・講演会

11th Annual Meeting of Japanese Medical University
International Collaborative Assembly

大会長：石橋 泰樹（群馬大学医学部長）

日時：2020年09月18日(金) 13:00～17:00

Date and Time : 18th September 2020 13:00-17:00

ご挨拶

謹啓

皆様に於かれましては、COVID-19が流行する中、ご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて全国医学部国際交流協議会は2009年に設立され、今年で11年目を迎え、又2年前に一般社団法人として認可されました。わが国の医学生或いは若手医師の海外臨床研修を初め、諸外国からの医学生の受け入れ等国際的活動を通じて、わが国の国際的人材育成を目指して活動しております。今年度の第11回全国医学部国際交流協議会・講演会は群馬大学医学部 石崎泰樹医学部長の下に開催されます。今回は残念ながら、COVID-19流行の為、Web開催による協議会・講演会の開催となりました。特に今回は石崎泰樹大会長のご提案から、現在日本感染症学会理事長で本協議会理事をして頂いている東邦大学 館田一博教授にCOVID-19流行下での国際交流に関して御講演を頂きます。又ウイズコロナ下での国際交流に関するシンポジウムも大変期待しております。是非皆様方の積極的な御討論、ご参加をお願い致します。

又このような素晴らしい協議会・講演会を企画していただいた群馬大学医学部長 石崎泰樹教授並びに関係者の皆様に感謝申し上げます。

敬具



一般社団法人全国医学部国際交流協議会
理事長 衛藤 義勝

第11回全国医学部国際交流協議会・講演会開催にあたり

全国の医学部学生・研修医・大学院生・医師の国際交流を活発にし、世界レベルで医療に携わる人材養成を目指す全国医学部国際交流協議会の今年度の講演会を群馬大学で開催させていただきますことは、大変名誉なことであり、協議会理事長、役員並びに会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスパンデミックという未曾有の事態の中、通常と異なるリモート形式ではありますが、講演会を開催できますことはこの上ない喜びでございます。プログラムといたしましては、まさに現在の課題であります「ウィズコロナ・ポストコロナの国際交流」というテーマでご講演をいただいた後、ポスターセッションとミニシンポジウムを予定しております。

このパンデミックの渦中で国際交流が激しい逆風にさらされました。国連世界観光機関（UNWTO）の報告によれば、4月末時点で世界217カ国の72%にあたる156カ国が完全に国境を封鎖し、この「鎖国」の結果、4月に日本を訪れた外国人観光客数は、前年同月より99.8%減のわずか3900人となりました。国境を越える人々の往来が戻り始めるのは2021年になってからという予測が示される厳しい状況です。このように、現在人やモノ等の循環であるグローバル化は停滞を余儀なくされているとはいえ、ポストコロナの時代に学問や研究分野でのグローバル化が逆行するとは想像し難く、以前と異なる形でのより多様な国際交流活動が展開されることになるでしょう。すでに私たちの多くが、日本を出ることなくICTを利用した世界各地のセミナーや学会に参加するなど、海外との交流や協働の可能性は別の形で広がってきております。

Zoomを利用した初めてのWeb開催となり、大変ご不便をおかけいたしますが、その不自由さを越えて、本講演会が新たな発想による国際交流の可能性を見出し、ポストコロナの世界で活躍できるグローバルな人材について考える機会となりますよう祈念しております。



群馬大学副学長・国際センター長
末松 美知子

プログラム

総合司会・進行：石崎 泰樹（群馬大学医学部長）

13:00 ~ 13:10	開会のあいさつ 末松 美知子（群馬大学副学長・国際センター長）
13:10 ~ 14:00	講演「COVID-19の特徴とウィズコロナ時代の国際交流」 司会：石崎 泰樹（群馬大学医学部長） 講師：舘田 一博（東邦大学医学部微生物・感染症学講座 教授）
14:00 ~ 14:10	休憩
14:10 ~ 15:10	ポスターセッション 座長：越智 貴子（群馬大学 国際センター 講師） ポスター発表者： Chad Godfrey（埼玉医科大学 国際交流センター 准教授） 千種 雄一（獨協医科大学 国際交流支援室 室長・特任教授） 橋本 みゆき（昭和大学 国際交流センター 教授） 粕谷 英樹（名古屋大学医学部 国際医学教育学 教授）
15:10 ~ 15:20	休憩
15:20 ~ 16:20	ミニシンポジウム 司会：石崎 泰樹（群馬大学医学部長） シンポジウム講演者： Leli Hesti Indriyati (Vice Dean, Lecturer, Faculty of Medicine, Universitas Muhammadiyah) 越智 貴子（群馬大学 国際センター 講師） 高橋 綾子（群馬大学医学部附属病院 核医学科 講師） 片山 彩香（群馬大学大学院医学系研究科 病理診断学分野 助教）
16:20 ~ 17:00	総会

「ウィズコロナ・ポストコロナ時代の国際交流」

司会：石崎 泰樹（群馬大学医学部長）

講師：館田 一博（東邦大学医学部微生物・感染症学講座 教授）

2019年末、中国武漢市で原因不明の肺炎が流行、2020年早々、その原因が新型コロナウイルスであることが報告された。これまでも新型コロナウイルスとしてSARS、MERSが報告されていたこともあって、世界中に緊張が走った瞬間である。日本においても1月16日に第1例が、2月初めにはダイヤモンドプリンセス号における集団感染事例が確認され、世界中からその動向が注目される事態となった。その後の世界的蔓延はご承知の通りであり、8月22日の時点で約2200万人が感染、80万人以上の方がお亡くなりになっていることが報告されている。新型病原体ということもあり、感染症の特徴、診断、治療、感染対策に関して手探りの中での対応を余儀なくされた。この間、クラスター対策班などの努力により密集・密閉・密接、いわゆる3密が重要なリスク因子であることが明らかになっている。本感染症は基本的に飛沫、接触で伝播するが、会話・発声による唾液の飛散による感染の重要性が明らかとなっている。本ウイルスは咽頭・鼻腔だけでなく、唾液腺にも感染し、唾液中に高濃度のウイルスが排出される。また、本ウイルスはACE-2を受容体として感染することが明らかとなり、血管内皮細胞などを介して全身臓器に感染する本症の特徴が報告された。重症例でしばしば経験される凝固異常、血栓形成のメカニズムを考える上でも重要である。本症の診断法に関して、迅速遺伝子検査法に加えて、抗原・抗体検査が利用可能となっている。新型コロナウイルス感染症では無症候性キャリアーもかなりの頻度で存在することから、これら検査法をどのように応用していくかは重要な課題である。特に今年の秋から冬にかけては新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが混在してみられることを想定した対策が必要になる。治療法に関しても多くの薬剤の有効性が検討されている。エボラ出血熱の治療薬であるレムデシビルが承認されたのに加え、抗インフルエンザ薬ファビピラビル、抗IL-6阻害剤トシリズマブの臨床試験が進行中である。特にトシリズマブの有効性に関しては、本症の特徴であるサイトカインストームの阻止の視点からも注目されており、感染症に対する新しい治療法の可能性を示す戦略として期待されている。このウイルスは人、社会、国の断裂を引き起こすという特徴を有している。そして残念ながら、しばらくの間は私たちはこのウイルスと共存していかなければいけないだろう。ウィズコロナ、ポストコロナ下での国際交流の在り方に関して、ご参加の先生方と意見交換できることを楽しみにしている。

ポスターセッション

座長：越智 貴子（群馬大学 国際センター 講師）

発表者：

Chad Godfrey（埼玉医科大学 国際交流センター 准教授）

千種 雄一（獨協医科大学 国際交流支援室 室長・特任教授）

橋本 みゆき（昭和大学 国際交流センター 教授）

粕谷 英樹（名古屋大学医学部 国際医学教育学 教授）

Supplementing student exchange programs online: what support can we give to our students during the COVID-19 pandemic?

Chad Godfrey, Takamitsu Fujimaki
International Education and Training Center (IETC), Saitama Medical University (SMU)

For us, teachers and staff of the IETC, SMU, the year 2020 will not be remembered by this year's student exchange group's treasured experience overseas, but rather for having their exchange program canceled and the students being trapped at home. For them, there was a lost opportunity to learn about culture, communication, and professional knowledge as a university exchange student. What could fill that void was a struggle for our department and for this educator. In the end, a supplemental course was constructed to provide a learning context for our outbound students for any future residency abroad.

Each winter, 20 Saitama Medical University (SMU) fourth-year medical students are selected for our university student exchange program. Afterward, a series of seminars and English cafes are provided to prepare students for both welcoming inbound students and to ease their stresses of being aboard as outbound students. With this year's program canceled, there were still students who desired to improve their international skills. In response, a series of Zoom interactive lessons were offered online, which focused mainly on communication skills in a Western context.

With this presentation, an overview of a 6-part Zoom supplemental course will be discussed, involving the following targets:

- Self-study advice
- Communication differences (I & II)
- Conversation topics
- Storytelling
- Key points to having successful conversations

The 6-part course concluded with an online party, involving this year's outbound exchange students, past inbound students, doctors, and IETC staff. This final component of the course provided outbound students an opportunity to apply the skills acquired over the supplemental course.

Participants who attend this online presentation will benefit from the content used to prepare outbound students for an international context, as well as an explanation of the means of using technology for communication during this age of distance learning.

獨協医科大学：Inbound/Outbound 国際交流の現状と将来展望

千種雄一（獨協医科大学国際交流支援室）

緒言：

獨協医科大学・国際協力支援センター（Center for International Cooperation: CIC）内の国際交流支援室（Office of International Affairs: OIA）は平成 28（2016）年 4 月に設置され、5 年目を迎えた。この 4 年余で国際交流関係業務・事業は質・量ともに長足の増加を遂げている。今回は本学の Inbound/Outbound 国際交流の概要と将来展望について報告する。

業務・事業：

OIA は CIC 内の日独連携推進室及び支援センター連絡会事務室と協力して以下の事業を推進している。

Inbound 事業：1) 医学部学生の基礎医学講座での研修、臨床研修（Clinical Clerkship: CC）、他国医学部卒業生の日本国医師国家試験受験支援、2) 大学院生の基礎医学講座での研修、CC、3) 医師・大学教員の基礎医学講座での研修、CC、4) 本学大学院への進学・修学支援

Outbound 事業：1) 本学医学部・看護学部学生の海外研修（海外研修委員会及び国際交流プロジェクトと共同で支援）、2) 本学医学部学生の外国医学部での CC(6 年生 Advanced Clinical Clerkship: ACC)、3) 本学医学部学生の国際機関研修（インターンシップ研修支援）、4) 本学卒業医師の米国等医師国家試験受験支援、5) 本学卒業・所属医師の外国医療機関就労支援、6) 本学教員の国外研修支援、7) 本学教員の学術交流協定（Memorandum of Understanding: MOU/ Memorandum of Agreement: MOA）締結機関における学生への講義・講演会等実施支援

MOU/MOA 締結事業：国外の 12 大学、4 病院、2 研究所、1 大学群と締結

総括・将来展望：

Inbound に関しては外国の医学部・大学院、医療施設からの基礎医学系・臨床医学系（CC）研修支援を実施している。一方、Outbound に関しては医学部・看護学部両学部生の海外研修、医学部 6 年生の外国医学部・病院での ACC、医学部学生の国際機関でのインターンシップ研修支援、外国医師国家試験受験・外国医療機関就労・本学教員の国外研修の支援を実施している。今後は支援の成果や効率などを評価し、支援の質向上を計っていく。

謝辞：

これらの業務企画実施にあたっては国外の諸大学・研究所・病院の関係各位の多大なご協力、ご理解を戴いている事に深甚の謝意を表します。併せて、本学執行部・教職員の支援・協力及び OIA 室員の業務遂行に衷心より感謝申し上げます。

昭和大学 Corona 禍の中での国際交流の現状・取り組みについて

橋本みゆき（昭和大学国際交流センター）

<国際交流の現状>

2019 年度/2020 年度、海外選択実習を予定していた 5/6 年生は 25 名で、さらに 1 名が「英国大学医学部における臨床実習のための短期留学（医学教育振興財団）」へ参加予定であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、3 月から 2020 年度末までの国際交流の中止が決定し、研修に参加したのは 2 名であった。

春休みに予定していたポートランド州立大学春季研修（全学部全学年対象）13 名・ハワイ大学でのワークショップ（医学部 3・4 年生対象）3 名も中止となった。

急な中止となったためキャンセルフィーは、奨学金（10 万円）内で大学が負担することとなった。不測の状況下での学生の心理的動揺やキャンセル手続きなどの負担を軽くするために国際交流センター教職員でフォローを行った。

学部留学生の受け入れに関しては、2 月中旬から研修を開始していた UCLA の交換留学生 2 名が、研修を切り上げ 2 週間で帰国することとなり、その後の受け入れ予定の学生に関してもすべて中止となった。

本学で研修中の大学院留学生（学位取得を目的としない外国人医師・歯科医師・研究者、3 月帰国予定）9 名は、研修修了後 3 月に帰国したが、そのうちマダガスカルからの歯科医師 2 名が帰国することができなくなり、4 か月後の 7 月に帰国した。

今年度受け入れ予定であった大学院留学生に関しても、受け入れはしないこととなった。

本学の教職員に関しては、外務省の感染症危険情報でレベル 2 以上の国への渡航は禁止となっている。

<取り組み>

4 月～5 月に 5 年生（109 名）対象の臨床医学英語 B の授業をオンデマンド、外国人模擬患者による医療面接と医師へのケースプレゼンテーションを Zoom で行った。早い時期に取り組んだオンラインの授業が大きな障害もなく学生に好評であり、オンラインのメリットデメリットを認識することができ、その他の授業につなげることができた。後期の 4 年生（126 名）対象の臨床医学英語 A も同様に開催予定である。

今年度より Hawaii Medical Education Program(HMEP)に参加した。オープンクラスがオンラインになったこともあり、大勢の学生が参加できた。HMEP 臨床実習施設である静岡医療センターでの臨床実習に参加予定の学生が決まった。

学部学生の受け入れも送り出しもできない状況が続く中、協定校との関係を良好に保つことが重要である。まずは、オンラインでの学生の交流を計画している。学生の国際交流の興味の芽を摘まないために、オンラインを活用し、海外で活躍している本学卒業生の講演を頻繁に開催すること等を計画している。

COVID-19 危機管理下でのオンライン講義

粕谷 英樹（名古屋大学医学部 国際医学教育学）

日本の COVID-19 感染者数は、他の COVID-19 感染国と比較して比較的少なく、日本の現状は医療サービスへのアクセスの良さや衛生面での重要性の認識の高さを反映していると考えられます。感染症クラスターへの取り組みは、日本の症例数を大幅に抑制することに貢献しており、その有効な対策の一つとして検証されました。

名古屋大学では、全学的なガイドラインを策定し、幅広い活動・運営を行っています。このガイドラインは、現状の要請に応じた活動を行うことができるよう、適切かつ柔軟な基準を示すことを目的としています。現在のガイドラインはレベル4：ICT を活用した遠隔授業のみとなっています。

名古屋大学だけでなく COVID19 のパンデミックにより、世界中の大学は感染の伝播を避けるためにオンラインでの授業配信を余儀なくされました。

オンラインでの授業配信は、多くの学生だけでなく、学術スタッフにとっても新しいものでした。そこには注意しなくてはならないメリットとデメリットがありました。講師は、オンライン講義の配信に最適な方法を選択するために、何を一番の目的とするかを決めなければなりません。

・同期式のオンライン授業では、講師が授業を配信する際に多くの選択肢があります。配信する授業の種類を考えたときに、どのシステムを使うかを定めることが重要でしょう。

リアルタイムのオンライン講義は、受講者の理解度だけでなく、受講者側のモチベーションを講師に伝えることができます。少人数制（最大 20 名まで）の授業に適しています。

・非同期方式は、異なるタイムゾーンの学生が出席するときに便利なだけでなく、大規模なクラス（50-200 の学生）のための良い選択です。

本発表では、もう一度私たちの経験をもとにオンライン講義についてまとめてみました。

ミニシンポジウム

司会：石崎 泰樹（群馬大学医学部長）

シンポジウム講演者：

Leli Hesti Indriyati

（Vice Dean, Lecturer, Faculty of Medicine, Universitas Muhammadiyah）

越智 貴子（群馬大学 国際センター 講師）

高橋 綾子（群馬大学医学部附属病院 核医学科 講師）

片山 彩香（群馬大学大学院医学系研究科 病理診断学分野 助教）

“Current Status of COVID-19 and Medical Education in Jakarta, Indonesia”

Leli Hesti Indriyati, MD, MOH

Faculty of Medicine, Universitas Muhammadiyah Prof.DR.Hamka(Uhamka), Jakarta

Indonesia is one of the countries in Asia that has experienced the Covid 19 pandemic. Based on information obtained from the official website <https://covid19.go.id/>, at August 21th, 2020, there were 149,408 positive cases with 6500 patients who died and 102,991 cases of recovery. To prevent and control the pandemic, our government established a task force to accelerate the supervision of Covid19. In addition, the government also established and designated several hospitals as referral hospitals to treat Covid patients. I have served in one of these hospitals in Jakarta as a medical volunteer for 1.5 months so that I had the opportunity to have direct contact with Covid's patients. The Covid pandemic is spread evenly in almost all provinces of Indonesia, with varying categorie's zone. Currently, Jakarta and some provinces are still in the red zone's category, so a local lockdown is still being implemented. Surely, this regulation has affected many activities in offices, schools and lectures, including in various medical faculties in Jakarta and other areas.

At present in Indonesia, there are 91 medical faculties, consisting of the 39 public's medical schools and the privates are 52. Uhamka Faculty of Medicine is one of the private and affiliated with Muhammadiyah association which has 12 medical faculties and spread all over Indonesia. Muhammadiyah is the second largest Muslim community organization in Indonesia, whose main activities are in the health, education and social sectors. Muhammadiyah has built 5,777 schools throughout Indonesia, 172 universities and 107 hospitals. All medical schools in Indonesia have the same method learning namely Problem Based Learning (PBL) with the form of lectures, tutorial, laboratory and clinical skill activities. They also have similar curriculums which refers to Indonesian doctor competency standards. The average study period is around 6 years with 4 years of study at undergraduate's level and 2 years at hospitals. During this pandemic, due to restrictions on the number of people gathering to avoid spreading of Corona virus, the activities in almost all schools and colleges were carried out online, mostly through a zoom platform. Just after the campus was closed, we started Zoom lectures. This online lecture activity is still being held today. The biggest obstacles are network difficulties for students living outside of Java's Island and the relatively expensive quota fees for students. Another challenge was when conducting exams consisting of MCQ (Multiple Choice Questions), SOOCA (Student Objective Oral Case Analysis), OSPE (Objective-Structured Practical Examination) and OSCE (Objective-Structured Clinical Examination) which had to be done long distance. By reason of involving many students and lecturers in SOOCA exams, so we conducted the rehearsals before the examination.

Not only educational activities, we also conducted various scientific activities online to keep us updated with the latest medical science. One of the activities is a webinar via Zoom and we broadcasted it live streaming via Youtube. Last June, we held a symposium on Covid19. This webinar presents several speakers from abroad who are competent in their fields, which were from Japan, Malaysia and the Netherlands. We then socialize this event on social media such as Instagram and Facebook as a form of our sharing so that it can be followed by many people outside of Uhamka. And in last August, the second webinar with also about Covid was held by collaboration with FIMA (Federation Islamic Medical Association). This time we have speakers from Turkey, UK and Indonesia itself, including one of the Professors from Uhamka. In conclusion, as a result of the Covid pandemic, we have to adapt and started the “new normal” pattern in many activities including in education and public services.

The Impact of COVID-19 on International Student Mobility – How universities can stay global and support exchange students

Takako Ochi (International Centre, Gunma University)

According to QS surveys about the impact of COVID-19 on Higher Education internationalisation and international academic mobility worldwide, during the spring semester 2020, 46% of international students had to change their study abroad plans due to a perceived sense of security in host countries as well as financial matters. At least half of the higher education institutions planned to organise mobilities virtually and respond to the global health emergency, including addressing student recruitment and their crisis management plans. The current pandemic doesn't discriminate us, Gunma University; it affects all aspects of our international student mobility programmes. We saw exchange student numbers both for Japanese and international students dramatically drop in 2020. In the wake of the COVID-19 outbreak, we are facing many challenges such as suspended or postponed international programmes, restrictions on the granting of visas, increases in the cost of air tickets, and most importantly the psychological and mental security of many students, who are facing financial hardship and anxiety about their health and future. They also have concerns about the safety of their families as well as experiencing feeling of loneliness. We at the International Centre, Gunma University will be implementing a range of measures to adapt to the new normal in collaboration with our exchange partner universities. At this symposium titled "international exchange in the post COVID-19", I would like to introduce how we will be implementing and starting new safe and effective tactics for international student mobility with our exchange partner universities, especially in Australia, Vietnam, China, Italy and the UK. I will be addressing 1) a new system of virtual mobility and cross-campus collaboration, called Smart Campus-to-Campus, 2) our new crisis management plans that include safety and healthcare for international students, and 3) increased mental health and emotional support to students. The COVID-19 will not be getting weaker and it will be with us for a long time, however there is a sign for hope as long as we are responsible, doing the right things and following the guidance.

Recruiting and supporting international students: experiences from managing the Asian Nuclear Medicine Graduate Program in Gunma University

Ayako Takahashi

Department of Diagnostic Radiology, Interventional Radiology and Nuclear Medicine
Gunma University Hospital

In 2013, Gunma University Department of Diagnostic Radiology and Nuclear Medicine began accepting international students to its Asian Nuclear Medicine Graduate (ANMEG) program. This was a Special Program with Preferred Placement of Japanese Government Funded International Students designated by the Ministry of Education, Science, and Technology (MEXT). We accepted three PhD students and two Master's students each year as MEXT scholarship students for five years. We also strived to recruit an equal number of self-funded international students each year. This program doubled the number of international students in the Gunma University Faculty of Medicine.

International graduate students in Japan face challenges they do not share with their fellow students who are based in Japan. For example, since most international students have limited savings and income, scholarships are very important. Safe and reliable employment that does not interfere with students' studies and research is also important. The differences in language and culture can also be challenging, including interaction with neighbors and food consistent with religious beliefs and preference. Problems with crime are rare, but can sometimes involve instructors and even the university.

The program officially recruited its last students in 2017, but the department continues to receive inquiries by potential students.

This presentation will share our firsthand experiences in recruiting and instructing international students in Japan, and also discuss how the COVID-19 pandemic has affected our students and their studies.

The breast pathology research in the Nottingham City Hospital and the University of Nottingham, UK

Ayaka Katayama

Diagnostic Pathology, Gunma University Graduate School of Medicine, Maebashi, Japan
Nottingham Breast Cancer Research Centre, Division of Cancer and Stem Cells, School
of Medicine, Nottingham City Hospital, The University of Nottingham, Nottingham, UK

1. Self-introduction

01/2020 - present: Researcher, Nottingham

I'm a pathologist, and this is my seventh year as doctor. Because I belonged to the MD-PhD course at Gunma University, I went to graduate school at the same time as junior resident. I obtained my PhD in breast cancer pathology in my fourth year, and qualification of pathology in my sixth year. After obtaining PhD, I've been working as assistant professor in Department of Diagnostic Pathology. In this year, I got the precious opportunity to research in Nottingham, through Dr. Sasagu Kurozumi, Professor Tetsunari Oyama and Professor Emad Rakha.

2. COVID-19 in Nottingham impact on medical education and research works

Stay home: From the end of March to (Medical students)

After one month, the online course was started and took final examinations online, except for final year medical students. For the next year, how to start the lecture is still uncertain. At moment, lecture will be started online.

Stay home: From the end of March to July (Researchers)

My research works in home were annotations online and review articles.

Now, from August, the laboratory opened, limiting the number of people. The maximum capacity of the room is provided, and we have to keep social distance within the room, open the door or window, clean workstation before and after use, and wearing mask. Face-to-face meeting are prohibited.

3. Research: Digital Pathology

- 1) Digital Pathology and AI: Play a key role to diagnostic pathology service, pathology-based research and education in the current situation of COVID-19
- 2) Image analysis for machine learning: The roles of pathologists are to annotate important features and to review automated diagnosis

一般社団法人 全国医学部国際交流協議会

ホームページ : <http://kokusaikouryu.net/index.html>

理事長	衛藤 義勝	東京慈恵会医科大学
副理事長	山城 雄一郎	順天堂大学医学部
常務理事	屋代 隆	自治医科大学
常務理事	茅野 秀一	埼玉医科大学
常務理事	千種 雄一	獨協医科大学
理事	石崎 泰樹	群馬大学
理事	橋本 みゆき	昭和大学
理事	芦田 ルリ	東京慈恵会医科大学
理事	杉下 智彦	東京女子医科大学
理事	新田 隆	日本医科大学
理事	水野 敏樹	京都府立医科大学
理事	松本 直樹	聖マリアンナ医科大学
理事	舘田 一博	東邦大学
理事	鈴鹿 有子	関西医科大学
理事	粕谷 英樹	名古屋大学
監事	樋口 幸一	公認会計士

お知らせ

第12回 全国医学部国際交流協議会・講演会

幹事校 : 名古屋大学医学部

大会長 : 粕谷 英樹 (名古屋大学医学部 国際医学教育学 教授)

第11回 全国医学部国際交流協議会・講演会

当番幹事校：群馬大学

大会長

医学部長

石崎 泰樹

医学系研究科及び医学部医学科学生国際交流委員会

医学部附属病院

病院長

田村 遵一

生体構造学

教授

松崎 利行

生化学

教授

南嶋 洋司

応用生理学

教授

鯉淵 典之

生体防御学

教授

神谷 亘

公衆衛生学

教授

小山 洋

放射線診断核医学

教授

対馬 義人

病理病態学

教授

横尾 英明

病理診断学

教授

小山 徹也

整形外科学

教授

筑田 博隆

循環器内科学

教授

倉林 正彦

生体調節研究所個体統御システム分野

教授

石谷 太

医学教育センター医学基礎教育部門

准教授

岸 美紀子

生体防御学

講師

鈴江 一友

核医学科

講師

高橋 綾子

国際センター

センター長

教授

末松 美知子

副センター長

教授

野田 岳人

准教授

牧原 功

講師

越智 貴子

講師

陳 雲蓮

講師

船橋 瑞貴

講師

大和 啓子

昭和地区事務部学務課

課長

笠井 好之

副課長

細井 登希夫

係長

加藤 麻耶

学事・学生支援係

青木 厚実

学事・学生支援係

大石 妙子

学事・学生支援係

学事・学生支援係

山本 茉由

一般社団法人 全国医学部国際交流協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国医学部国際交流協議会 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を神奈川県川崎市麻生区古沢字都古 255 番地に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、全国医学部での学生・大学院生・研修医・医師の国際交流を図り、且つ国際的に活躍出来る人材養成を目的に各大学との連携を図る活動を行うことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各大学国際交流センターとの連携ネットワークの整備
- (2) 国際交流センターの施設の整備（研修施設、宿泊施設）
- (3) 医学生の国際交流の推進
- (4) 大学院生の国際交流の推進
- (5) 海外からの留学生、研究生、学者招聘事業の推進
- (6) 全国医学部国際交流センターの連携の推進、情報交換など
- (7) 医学研究の国際的拠点作り（情報、研究拠点など）
- (8) アジア、欧米医科大学、医学部との連携関係の推進
- (9) 医学生、大学院生の英語での発表、討論能力向上のためのセミナー並びに講習会開催
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第3章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。また、都度のセミナーにおいて参加費を負担しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項および本定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、各事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総

正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに関しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した社員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印する。

3 前項の議事録には、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から若干名を定めることができる。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別な関係にあるものの合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第 25 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長、常務理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長、常務理事は、1 年に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。尚再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第 28 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別議決をもって行わなければならない。

（報酬）

第 29 条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

2 理事及び監事には、交通費等その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事および監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと

きは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第 25 条 3 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 38 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金拠出者の権利)

第 39 条 拠出した基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 40 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決定に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿
- (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
- (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに財産目録については、定時社員総会の承認を得なければならない。

(剰余金分配の禁止)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第 45 条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営むもの又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他特別な利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別な利益を与える場合を除く。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 47 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 48 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

第 10 章 附則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第 50 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 51 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事（理事長） 衛藤 義勝 東京慈恵会医科大学
設立時理事（副理事長） 山城 雄一郎 順天堂大学医学部
設立時理事（常務理事） 屋代 隆 自治医科大学
設立時理事（常務理事） 茅野 秀一 埼玉医科大学
設立時理事（常務理事） 千種 雄一 獨協医科大学
設立時理事 石崎 泰樹 群馬大学
設立時理事 橋本 みゆき 昭和大学
設立時理事 芦田 ルリ 東京慈恵会医科大学
設立時理事 杉下 智彦 東京女子医科大学
設立時理事 新田 隆 日本医科大学
設立時理事 水野 敏樹 京都府立医科大学
設立時理事 松本 直樹 聖マリアンナ医科大学
設立時理事 舘田 一博 東邦大学
設立時理事 鈴鹿 有子 関西医科大学
設立時理事 粕谷 英樹 名古屋大学
設立時監事 樋口 幸一 公認会計士

(設立時代表理事)

第 52 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

衛藤 義勝

(設立時社員)

第 53 条 設立時社員氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

衛藤 義勝

山城 雄一郎

屋代 隆

茅野 秀一

千種 雄一

(法令の準拠)

第 54 条 本定款に定のない事項は、すべて一般財団法人及び一般社団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国医学部国際交流協議会 を設立のため、設立時社員衛藤義勝他 4 名の定款作成代理人である司法書士武永須磨彦は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 30 年 8 月 27 日



国立大学法人 群馬大学
国際センター

GUNMA UNIVERSITY INTERNATIONAL CENTER



Graduate School of Medicine School of Medicine, Faculty of Medicine

The goal of Gunma University Graduate School of Medicine is to make a world leading center of medical education, researches, and practices from the searches for as well as dynamic fusions of science, ethics and skill. We continuously promote advanced researches of life science, and educate the medical researchers who seek for the etiology and systematic strategy of treatment of the diseases. We also raise the medical practitioners who have high ethical standard and excellent clinical research skill, and thus return the results to the society.

・Course of Medical Sciences
(Doctoral Program)

・Course of Biomedical Sciences
(Master's Program)



Graduate School of Health Sciences School of Health Sciences

Improvement of People's Health and Welfare

By conducting creative or academic research in order to improve maintenance / promotion of health of individuals and groups or their quality of life, we develop competent human resources with extensive knowledge, a high degree of expertise and morality.



群馬大学
GUNMA UNIVERSITY



Aramaki Campus
4-2-Aramakimachi, Maebashi City,
Gunma Prefecture

Showa Campus
3-39-22 Showamachi, Maebashi City,
Gunma Prefecture